

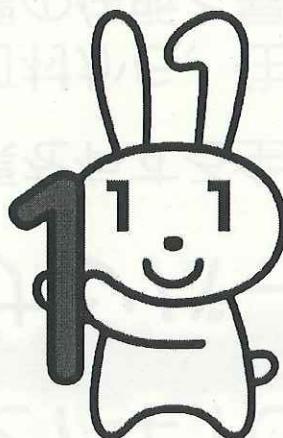
マイナンバー

社会保障・税番号制度

民間事業者の対応

東京国税局 課税第二部 消費税課

(注) 資料の内容は、「内閣官房・内閣府・特定個人情報保護委員会・総務省・国税庁・厚生労働省」が作成した平成27年2月版の資料を抜粋したもので



愛称：マイナちゃん

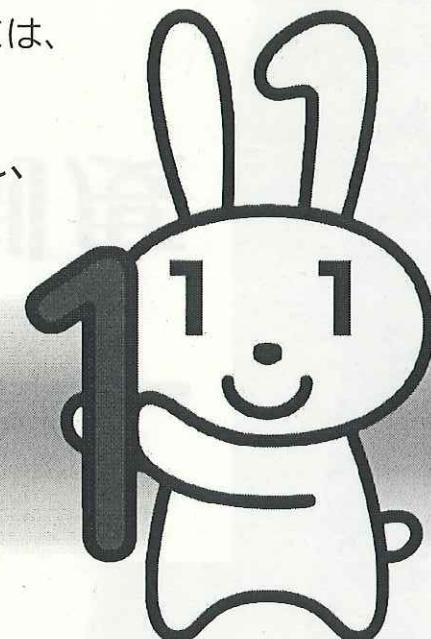
平成27年10月以降、国民の皆さん一人一人に マイナンバー（個人番号）が、通知されます。

- ・住民票を有する全ての方に1人1つの番号（12桁）が通知されます。
- ・市区町村から、住民票の住所にマイナンバーの通知カードが送られます。
住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、注意してください。
 - ※ 国外に滞在し、住民票のない方にはマイナンバーは付番されません。
帰国して住民票が作成される際にマイナンバーの指定や通知が行われます。
 - ※ 外国籍の方でも、中長期在留者、特別永住者などで住民票がある場合には、
マイナンバーが付番されます。
- ・法人には、1法人1つの法人番号（13桁）が指定され、
どなたでも自由に使用できます。

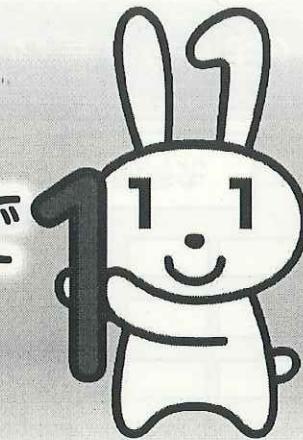
マイナンバーは一生使うものです。

大切にしてください。

- ・番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合
を除き、マイナンバーは一生変更されません。



平成28年1月から、
社会保障、税、災害対策の行政手続で
マイナンバーが必要になります。



マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。

社会保障

- 年金
- 労働
- 医療
- 福祉

税

災害 対策

- 年金の資格取得や確認、給付
- 雇用保険の資格取得や確認、給付
- ハローワークの事務
- 医療保険の保険料徴収
- 福祉分野の給付、生活保護 など

- 税務当局に提出する申告書、届出書、調書などに記載
- 税務当局の内部事務

など

- 被災者生活再建支援金の支給
- 被災者台帳の作成事務

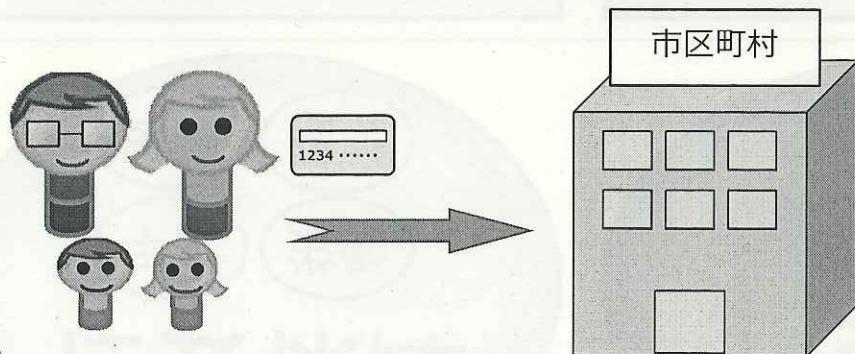
など

※ このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

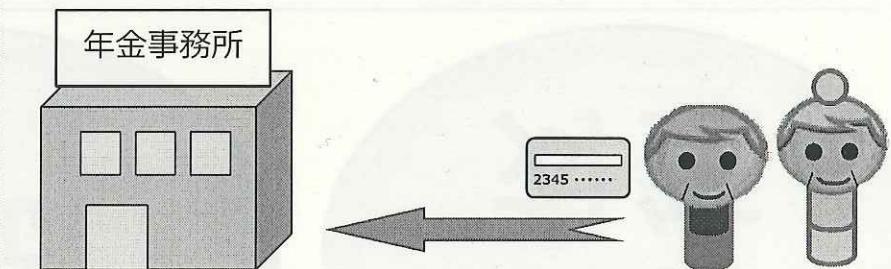
マイナンバーは様々な場面で利用します。



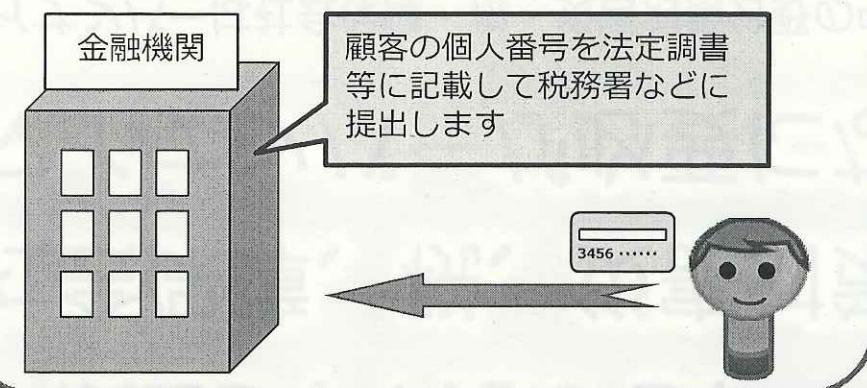
毎年6月の児童手当の現況届の際に
市区町村にマイナンバーを提示します



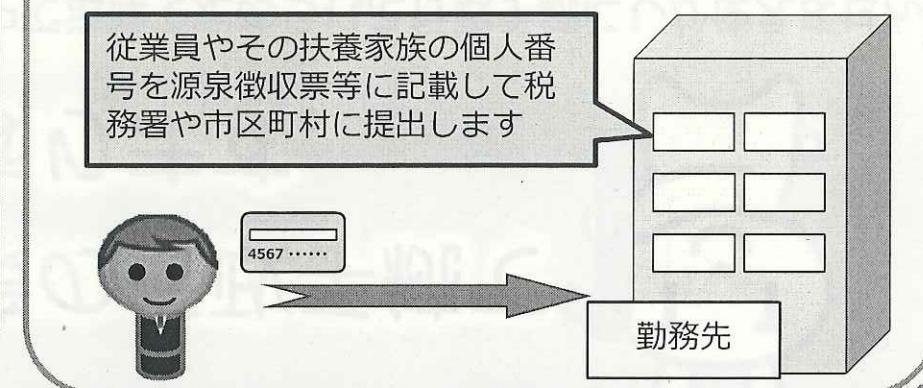
厚生年金の裁定請求の際に年金事務所にマイナンバーを提示します



証券会社や保険会社等はマイナンバーの
提示を受け、法定調書等に記載します



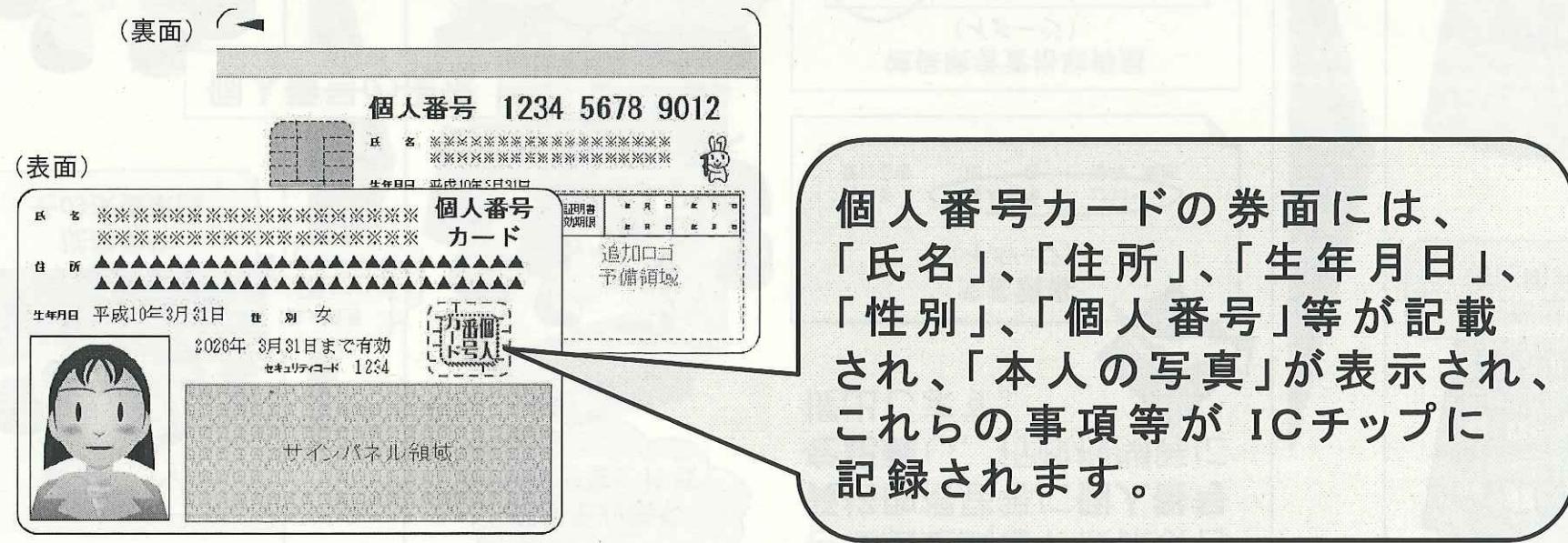
勤務先はマイナンバーの提示を受け、
源泉徴収票等に記載します



国民の皆さまは行政機関や民間企業等へのマイナンバーの告知が必要となります。

個人番号カードは様々な用途で利用可能です。

本人からの申請により、市町村長が個人番号カードを交付します。

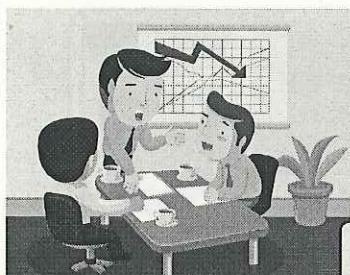


- ① 個人番号カードは、本人確認の措置において利用します。
- ② 市町村の機関は、個人番号カードを、地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務に利用することができます。
- ③ マイ・ポータルへのログイン手段として、「電子利用者証明」の仕組みによる公的個人認証に利用します。

民間事業者も、税や社会保障の手続で、マイナンバーを取り扱います。



国民



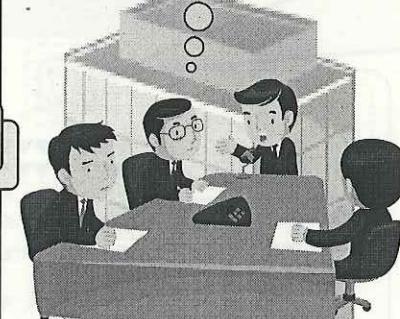
従業員や
その扶養家族



金融機関の顧客
原稿の執筆者など

民間事業者

源泉徴収票や
支払調書の作成



各種法定調書や被保険者
資格取得届等に個人番号
を記載し、行政機関等に
提出します。

支払調書
(イメージ)

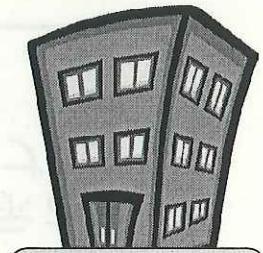
支払を
受ける者
個人番号
氏名
1234
番号 太郎

被保険者資格取得届
(イメージ)

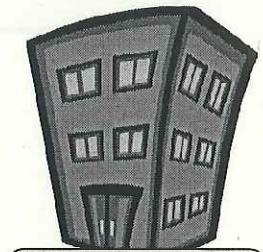
個人番号	被保険者 氏名	資格取得 年月日
5678 ..	難波 一郎	25.4.1
9876 ..	難波 花子	25.4.1

法律で定められた事務以外で
マイナンバーを利用することは出来ません。

行政機関



税務署
市区町村



年金事務所
健康保険組合
ハローワーク

マイナンバーには、 利用、提供、収集の制限があります。



【マイナンバーの利用制限】

- マイナンバーの利用範囲は、法律に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されています。本人の同意があったとしても、利用目的を超えて利用することはできません。※例：マイナンバーを社員番号に利用することはできません。

【マイナンバーの提供の要求】

- 社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を行う必要がある場合に限って、本人などに対してマイナンバーの提供を求めることができます。

【マイナンバーの提供の求めの制限】

- 法律で限定的に明記された場合を除き、マイナンバーの提供を求めてはなりません。

【特定個人情報の提供制限】

- 法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはなりません。

【特定個人情報の収集制限】

- 法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集してはなりません。

マイナンバーの適切な安全管理措置に 組織としての対応が必要です。



【安全管理措置】

- 事業者は、マイナンバー及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません。
- 中小規模事業者に対する特例を設けることにより、実務への影響に配慮しています。



法人にも法人番号（13桁）が指定され、個人番号と異なり、どなたでも自由に利用可能です。

指定

- ・国税庁長官は、①設立登記法人、②国の機関、③地方公共団体、④その他の法人や団体に13桁の法人番号を指定します。
- ・これら以外の法人等でも一定の要件を満たす場合、届け出ることにより法人番号の指定を受けることができます。

会社や国の機関等については、特段の手続を要することなく、法人番号が指定されます。



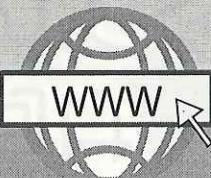
通知

- ・平成27年10月から法人の皆さんに法人番号などを記載した通知書の送付を開始する予定です。



公表

- ・法人番号を指定した法人等の①名称、②所在地、③法人番号をインターネットを通じて公表します。



ポイント！

1 法人に
1 番号のみ

ポイント！

登記上の所在地に
通知書をお届け

ポイント！

法人番号はどなたでも
自由に利用可能

マイナンバー制度の施行に向け 準備を進めてください。



まず、対象業務を洗い出した上で、組織体制や個人番号利用開始までのスケジュールの整理など対処方針を検討し、組織として決定してください。

個人番号の流れ

取 得 (本人・扶養家族)

安全管理措置

保 管

利 用

提 供

開示・訂正・利用停止

廃 棄

利用場面の例

入社

身上関係
変更
(結婚、
被扶養者追加等)

休職・復職

組織異動
(分社、出向等)

証明書発行

退社

対象業務の例

納税手続

年末調整、
源泉徴収
等

社会保険
関係手続

雇用保険、
健康保険、
厚生年金
保険等

対処方針を決めるべき項目例

社内規程の見直し (基本方針、取扱規程)

システム対応 (改修等)

安全管理措置 (組織体制、担当者の監督、
区域管理、漏えい防止、アクセス制御など)

社員研修・勉強会の実施

詳細は、特定個人情報保護委員会のガイドライン等で確認してください。

最新情報は

マイナンバーのホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

マイナンバー



をご覧ください。

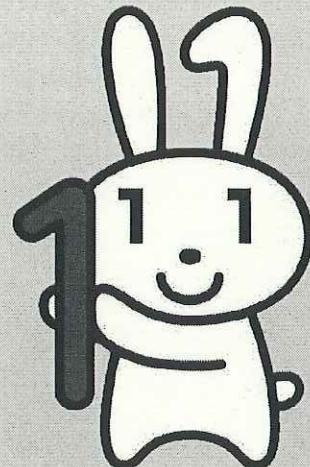
マイナンバー公式twitter

https://twitter.com/MyNumber_PR

マイナンバーロゴマーク

★ 国の行政機関や地方公共団体などの番号利用事務実施者は、マイナンバーの普及啓発のため、ロゴマークを御使用いただけます。

★ 番号利用事務実施者以外でマイナンバーの普及啓発に御協力いただける方は、内閣府の承認を受けて、ロゴマークを御使用いただけます。



愛称：マイナちゃん

ご不明な点は
マイナンバーの
コールセンター

(全国共通ナビダイヤル)

マイナンバー
0570-20-0178

まで

- ※ ナビダイヤルは通話料がかかります。
- ※ 平日9時30分～17時30分
(土日祝日・年末年始を除く)
- ※ 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、
050-3816-9405におかけください。